

議案第 9 号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからで
ある。

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 施設の重要事項を掲示する方法にインターネットを利用した掲載を追加すること。（第23条関係）
- (2) 特定教育・保育施設等が電磁的方法により対応する場合の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改めること。（第53条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。